

ごみ処理施設整備運営事業

要求水準書 (管理運営業務編)

平成 28 年 8 月

桑名広域清掃事業組合

目 次

第1章 総 則	1
第1節 本書の位置付け	1
第2節 一般概要	1
1 事業名称	1
2 業務実施場所	1
3 対象施設	1
4 業務内容	2
5 業務期間	2
6 管理運営対象施設の基本性能	2
第3節 一般事項	3
1 本書の遵守	3
2 関係法令等の遵守	3
3 環境影響評価書の遵守	3
4 組合への報告・協力	3
5 関係官公署への報告・届出	3
6 一般廃棄物処理実施計画の遵守	3
7 組合の検査	3
8 実施状況のモニタリング	3
9 関係官公署の指導等	4
10 労働安全衛生・作業環境管理	4
11 緊急時対応	5
12 急病等への対応	5
13 災害発生時の協力	6
14 地元雇用・地域貢献	6
15 個人情報保護	6
16 保険	6
17 業務実施計画書及び業務計画書の作成	7
第4節 管理運営条件	9
1 本業務に関する図書	9
2 提案書の変更	9
3 要求水準書記載事項	9
4 契約金額の変更	9
5 本業務期間終了時の引渡し条件	9
第2章 管理運営体制	12
1 業務実施体制	12

2 有資格者の配置	12
3 連絡体制	12
第3章 受入業務	13
第1節 受入管理条件	13
1 受入管理	13
2 案内・指示	13
3 受付時間	13
第4章 運転管理業務	15
第1節 運転条件	15
1 処理対象廃棄物	15
2 処理能力	15
3 公害防止基準	15
4 用役条件	16
5 年間運転日数	16
6 運転時間	16
7 重機類・車両等の仕様	16
第2節 稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力	16
第3節 搬入廃棄物の性状分析	17
第4節 搬入管理	17
第5節 適正運転	17
第6節 搬出物の保管及び積み込み	18
第7節 搬出物の性状分析	18
第8節 運転計画の作成	18
第9節 運転管理マニュアルの作成	19
第10節 運転管理記録の作成	19
第5章 物品・用役調達業務	20
第1節 物品・用役の調達・管理	20
第6章 維持管理業務	21
第1節 点検・検査	21
1 点検・検査計画の作成（管理運営対象施設）	21
2 点検・検査の実施（管理運営対象施設）	21
第2節 補修	22
1 補修計画の作成（本施設）	22
2 補修の実施（本施設）	22
3 既存施設の補修の計画と補修の実施	23
第3節 精密機能検査	25
第4節 機器等の更新	25
第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施	25
第6節 改良保全	25

第7章 環境管理業務	26
第1節 環境保全	26
1 環境保全基準	26
2 環境保全計画	26
第2節 作業環境	26
1 作業環境保全基準	26
2 作業環境保全計画	26
第8章 処分・資源化業務	27
第1節 処分	27
1 不燃残渣	27
第2節 資源化	27
1 主灰・飛灰（提案が有る場合）	27
2 資源化物	27
第9章 余熱利用業務	28
第1節 売電の事務手続き及び発電条件	28
第10章 情報管理業務	29
1 運転管理記録報告	29
2 調達結果報告	29
3 点検・検査報告	29
4 補修・更新報告	29
5 環境保全報告	29
6 作業環境保全報告	30
7 施設情報管理	30
8 管理運営対象施設の管理運営の記録に関する報告	30
9 その他管理記録報告	31
第11章 啓発業務	32
第1節 啓発の条件	32
第2節 啓発業務の計画・実施	32
第3節 見学者対応	32
第12章 関連業務	34
第1節 清掃	34
第2節 植栽管理	34
第3節 防火管理・防災管理	34
第4節 警備・防犯	34
第5節 住民対応	35

第1章 総 則

第1節 本書の位置付け

本「ごみ処理施設整備運営事業要求水準書（管理運営業務編）」（以下「本書」という。）は、桑名広域清掃事業組合（以下「組合」という。）が「ごみ処理施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり入札参加者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、「ごみ処理施設整備運営事業要求水準書（設計・建設業務編）」（以下「要求水準書（設計・建設業務編）」という。）に基づき整備されるごみ焼却施設及び本事業に係る基本契約を締結する時点において現存する施設の一部に関する管理運営業務（以下個別に又は総称して、「本業務」という。）の各業務に関して、組合が本事業に係る基本契約に基づき、管理運営委託契約を締結する民間事業者（以下「SPC」という。）、灰運搬契約を締結する民間事業者（以下「灰運搬企業」という。）、灰資源化契約を締結する民間事業者（以下「灰資源化企業」という。）、不燃残渣運搬契約を締結する民間事業者（以下「不燃残渣運搬企業」という。）及び不燃残渣処分契約を締結する民間事業者（以下「不燃残渣処分企業」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、組合は本書の内容を、事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

第2節 一般概要

1 事業名称

ごみ処理施設整備運営事業

2 業務実施場所

三重県員弁郡東員町大字穴太地内
及び
三重県桑名市多度町力尾地内

3 対象施設

本業務対象施設（以下、「管理運営対象施設」という。）は要求水準書（設計・建設業務編）により整備されるごみ焼却施設及び本事業に係る基本契約を締結する時点において現存する施設の一部であり、以下のとおりである。

- (1) 要求水準書（設計・建設業務編）により整備されるごみ焼却施設（それに付随する新設の計量棟（工場棟と別棟の場合）、洗車装置、車庫、構内道路、構内排水設備、門・囲障、植栽・芝張り、その他の必要な施設も含む）（以下、「本施設」という。）
- (2) 県の RDF 発電施設を除いた、RDF 化施設、計量棟、洗車場以外の施設（以下、「既存施

設」という。)

4 業務内容

本業務は、管理運営対象施設に関する受入業務、運転管理業務、物品・用役調達業務、維持管理業務、環境管理業務、処分・資源化業務、余熱利用業務、情報管理業務、啓発業務、その他関連業務であり、本書に示すとおりである。

5 業務期間

管理運営対象施設の管理運営期間（以下「本業務期間」という。）は、平成 33 年 4 月から平成 53 年 3 月までとする。ただし、事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間は、事業者提案による設計・建設期間終了から 20 年間とする。

6 管理運営対象施設の基本性能

本書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、要求水準書（設計・建設業務編）「第 1 章 第 13 節 正式引渡し」に示す正式引渡し時において、確認される施設の性能である。

また、本書に示す既存施設の基本性能とは、既存施設がその設備によって備え持つ、以下に示す施設としての処理能力である。

(1) リサイクルプラザ

- 1) 不燃・粗大処理施設：55t/5h
- 2) 缶選別施設：5t/5h
- 3) びん選別施設：2t/5h

(2) プラスチック圧縮梱包施設

- 1) 17t/5h (8.5t/5h×2 系列)

第3節 一般事項

1 本書の遵守

SPC は、本書に記載される要件を遵守すること。

2 関係法令等の遵守

SPC は、関係法令等（要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第2節 3 関係法令等の遵守」及び本業務に関連する法令）を遵守すること。

3 環境影響評価書の遵守

SPC は、本施設に係る環境影響評価書の内容を遵守すること。また、組合が実施する調査又は SPC が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

4 組合への報告・協力

- (1) SPC は、本業務に関して、組合が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。
- (2) SPC は、定期的な報告は「第10章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「11 緊急時対応」に基づくこと。

5 関係官公署への報告・届出

- (1) 組合が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、組合の指示に従って、SPC は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て SPC が負担すること。
- (2) SPC が行う管理運営に係る報告、届出等に関しては、SPC の責任により行うこと。

6 一般廃棄物処理実施計画の遵守

SPC は、本業務期間中、桑名市、木曾岬町及び東員町が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

7 組合の検査

組合が SPC の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、SPC は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8 実施状況のモニタリング

組合は、SPC より提出される書類を元に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。SPC は、組合の実施するモニタリングに対して協力すること。

9 関係官公署の指導等

SPC は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い管理運営対象施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は「ごみ処理施設整備運営事業 管理運営委託契約書」に定める。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) SPC は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (3) SPC は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) SPC は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) SPC は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日) に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、組合が定める者の同席を要すること。
- (6) SPC は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日) に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) SPC は、管理運営対象施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは管理運営対象施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、管理運営対象施設の改善を行うこと。
- (10) SPC は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について組合に報告すること。
- (11) SPC は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) SPC は、安全確保に必要な防火・防災訓練、避難訓練等を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- (13) SPC は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、管理運営対象施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11 緊急時対応

- (1) SPC は、平時は前項に定める労働安全衛生・作業環境管理の各項目を遵守する。一方、緊急時対応としては、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の本事業の中断をもたらす可能性があるあらゆる発生事象について本業務の目標復旧時間、目標復旧レベルを実現するために実施する戦略・対策、あるいはその選択肢、対応体制、対応手順等を定めた BCP(事業継続計画)を作成し、組合の承諾を得ること。また、当該計画に従った適切な対応を行うこと。なお、SPC は作成した当該計画について必要に応じて随時改善すること。改善した計画については、組合に報告し、組合の承諾を得ること。
- (2) SPC は、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、従業員の安全確保を最優先するとともに、環境及び管理運営対象施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、地震・火災等の災害等により、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。
- (3) SPC は、緊急時における人身の安全確保、管理運営対象施設の安全停止、管理運営対象施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に管理運営対象施設を復旧し、運転管理を継続すること。なお、SPC は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。改善した緊急対応マニュアルについては、組合に報告し、組合の承諾を得ること。
- (4) SPC は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。
- (5) SPC は、緊急対応マニュアルに基づき、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- (6) 緊急時に対応した場合、SPC は直ちに対応状況、緊急時の管理運営対象施設の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。
- (7) SPC は、緊急時における対応として、外部からの物品・用役が断たれたても原則として7日間以上の運転を可能とするだけの物品・用役を備蓄しておくこと。

12 急病等への対応

- (1) SPC は、管理運営対象施設への来場者、従業員の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、組合の承諾を得ること。
- (2) SPC は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) SPC は、管理運営対象施設に AED を複数設置すること。設置位置は、管理運営対象施設内の来場者及び従業員の所在・動線等を踏まえ、適切な位置で管理棟には必ず設置するこ

と。また、設置した AED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

13 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、SPC はその処理処分に対処すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

14 地元雇用・地域貢献

- (1) SPC は、管理運営対象施設の管理運営に当たっては、組合圏域での雇用促進、物品の調達及び補修工事等の発注に配慮すること。特に障がい者、高齢者等の就労機会の確保に努めること。
- (2) SPC は、事業実施場所周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。
- (3) SPC、灰運搬企業、灰資源化企業、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は、上記の他 CSR（企業の社会的責任）として、本事業と関連して自主的かつ継続的に企業の社会的責任としての地域貢献活動を企図・参画するよう努めるものとする。

15 個人情報の保護

SPC は、個人情報の適正な取扱いの確保について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに基づき規定されている構成市町の個人情報保護条例等を遵守すること。

16 保険

SPC は、本業務期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。ただし、SPC により、下記の火災保険の付保と同等と認められるその他保険の設計等が提案された場合は、火災保険の付保に代わるものと認める。

(1) 第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害（自動車事故による不法行為に起因する損害を含む。）について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：業務期間

保険金額：対人：1 名 1 億円以上、1 事故最大 10 億円以上

対 物：1 事故最大 1 億円以上

そ の 他：組合を追加被保険者とする保険契約とすること

(2) 火災保険

付保対象：【事業者提案による管理対象】

付保期間：業務期間

保険金額：再調達価格

17 業務実施計画書及び業務計画書の作成

- (1) SPC は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に組合に提出し、組合の承諾を受けること。
- (2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、組合への各種報告様式等を含むこと（表 1-1 参照）とし、その内容については、組合との協議により決定すること。
- (3) SPC は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を組合に提出し、当該年度の業務が開始する前に、組合の承諾を得ること。
- (4) SPC は、組合が負担すべき既存施設の維持管理業務に関する計画については、前年度の 9 月末までに組合に提出すること。

表 1-1 業務実施計画書の構成（参考）

①受入業務実施計画書	
②運転管理業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式 	等を含む
③物品・用役調達業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制表 ・調達計画 	等を含む
④維持管理業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制表 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 	等を含む
⑤環境管理業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画 	等を含む
⑥処分・資源化業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・各種報告書提出要領 	等を含む
⑦余熱利用業務実施計画書	
⑧情報管理業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領 	等を含む
⑨啓発業務実施計画書	
⑩その他関連業務実施計画書	
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・住民対応要領・体制 	等を含む

第4節 管理運営条件

1 本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

- (1) ごみ処理施設整備運営事業 管理運営委託契約書
- (2) ごみ処理施設整備運営事業 不燃残渣運搬業務委託契約書
- (3) ごみ処理施設整備運営事業 不燃残渣処分業務委託契約書
- (4) ごみ処理施設整備運営事業 灰運搬業務委託契約書（事業者提案がある場合に限る。）
- (5) ごみ処理施設整備運営事業 灰資源化業務委託契約書（事業者提案がある場合に限る。）
- (6) ごみ処理施設整備運営事業 本書
- (7) ごみ処理施設整備運営事業 要求水準書（設計・建設業務編）
- (8) ごみ処理施設整備運営事業 事業者提案
- (9) その他組合の指示するもの

2 提案書の変更

SPC が、提出した本業務に関する提案書の内容は原則的に変更できない。ただし、組合の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本書に適合しない箇所が発見された場合には、SPC の責任において本書を満足させるように対応すること。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営することを妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、必要と認められるものについては、SPC の責任において対応すること。

(2) 要求水準書における（参考）取扱い

本書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。SPC は「（参考）」と記載されたものについて、本業務を行うために必要と認められるものについては、SPC の責任において対応すること。

4 契約金額の変更

上記 2、3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

SPC は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、組合の承諾を得た上で、管理運営対象施設を組合に引き渡すこと。

(1) 本施設の性能に関する条件

- 1) 本施設の基本性能が確保されており、組合が本書に記載のある業務を、事業期間終了後も 10 年以上継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 2) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む。）は除く。
- 3) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの。）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む。）については除く。
- 4) SPC は、引渡時において以下の確認を行うこと。
 - ① SPC は、要求水準書（設計・建設業務編）「第 1 章 第 6 節 3 引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。
 - ② SPC は、全ての設備（プラント機械設備、土木・建築設備（要求水準書（設計・建設業務編）「第 4 章 土木建築工事」の対象設備）を含む。）について以下の確認を行うこと。
 - i 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
 - a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
 - b) 浸水、漏水等がないこと。
 - c) その他、異常がないこと。
 - ii 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）
 - a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
 - d) その他、異常がないこと。
- 5) SPC は、引渡時に支障のない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を組合の立会のもとに実施する。当該検査の結果、本施設が事業期間終了後 10 年間以上業務を継続して実施することに支障がある場合は自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。

(2) 既存施設の性能に関する条件

- 1) 施設の基本性能が確保されており、組合が本書に記載のある業務を、事業期間終了後も継続して実施することに支障のない状態であるよう、SPC の業務範囲において、建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であるよう努めること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 2) 内外の仕上げや設備機器等は、SPC の業務範囲内において、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であるよう、努めること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、

劣化（経年変化によりものを含む。）は除く。

3) SPC は、引渡時において以下の確認を行うこと。

① SPC は、本施設の建設時の性能試験と同等の内容・方法の試験を実施すること。試験方法については、組合と協議すること。

② SPC は、全ての設備（プラント機械設備、土木・建築設備を含む。）について以下の確認を行うこと。

i 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）

a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。

b) 浸水、漏水等がないこと。

c) その他、異常がないこと。

ii 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）

a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。

b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。

c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。

d) その他、異常がないこと。

4) SPC は、引渡時の確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、それが業務範囲内である場合業務終了時までには補修し、業務範囲外である場合業務終了時までには組合に報告すること。

(3) 管理運営業務の引継ぎに関する条件

1) 組合が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、組合へ業務の引継ぎを行うこと。

2) 引継ぎ項目は、管理運営対象施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本書及び管理運営委託契約書に基づき SPC が作成する図書等の内容を含むものとする。

3) SPC は、組合が指定する、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ SPC が作成し、組合の承諾を得ること。

4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、SPC は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。

5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。

(4) その他

1) 水槽等に残留する廃棄物・排水等は原則処理すること。

2) 本業務期間終了時における明け渡しの詳細条件は、組合と SPC の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の 5 年前を目処に開始する。

第2章 管理運営体制

1 業務実施体制

- (1) SPC は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。
- (2) SPC は、整備した業務実施体制について組合に報告し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業者に対して、必要な研修を実施すること。

2 有資格者の配置

- (1) SPC は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 第 21 条第 1 項に基づく技術管理者を配置すること。また、運営開始後 2 年間以上において、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付きストーカ炉施設の現場総括責任者としての経験を有する同一の技術者を、本事業の技術管理者として専任で配置すること。
- (2) SPC は、管理運営対象施設に電気主任技術者を、本施設にボイラー・タービン主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、「電気事業法」(昭和 37 年法律第 170 号) 第 43 条第 1 項及び「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成 27 年 4 月 23 日改正)」に基づき選任されるものとする。SPC は、管理運営対象施設の自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たす責任を有するものとする。
- (3) SPC は、防火・防災管理者を配置すること。
- (4) SPC は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者(安全管理者、衛生管理者、酸素欠乏危険作業主任者、危険物保安監督者・危険物取扱者、第 1 種圧力容器取扱作業主任者、クレーン・デリック免許取得者等)を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

3 連絡体制

SPC は、平常時および緊急時の組合等への連絡体制(緊急時対応については、第 1 章第 3 節 11 (4)による)を整備し、組合の承諾を得ること。連絡体制の構築にあたっては、組合が常時事業の状況を把握・確認できるように配慮すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。

第3章 受入業務

SPC は、本書、関係法令、事業者提案等を遵守し、適切な受入業務を行うこと。

第1節 受入管理条件

1 受入管理

- (1) SPC は、計量設備において、直営収集車、委託収集車、許可収集車、直接持ち込み車に対して計量手続きを行うこと。
- (2) SPC は、管理運営対象施設から発生する廃棄物及び搬出物等を搬入・搬出する車両についても、計量設備において計量し、確認・記録すること。また SPC は、計量データ品目の変更追加や記録様式の変更を組合の求めに応じて行うこと。
- (3) SPC は、計量設備で利用するカードリーダー用登録カード（別方式の場合は別途協議）の作成を組合から求められた際にはこれに応じること。
- (4) SPC は、計量設備で受け付ける廃棄物について、組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、受け入れてはならない。また、搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して、搬入基準等の説明を行うこと。なお、組合は、組合が定める搬入基準に変更がある場合、事前に SPC へ報告するものとする。
- (5) SPC は、管理運営対象施設に直接持ち込みごみを搬入しようとするもの及び許可収集業者から、組合が定める料金を、組合が定める方法で組合に代わり収納すること。
- (6) 組合より要請があった場合、SPC は、収納した料金を、組合が定める方法によって組合へ引き渡すこと。
- (7) 組合は、ごみ処理手数料の滞納者に対し搬入制限を行うことがあるので、SPC は協力すること。

2 案内・指示

- (1) SPC は、安全に搬入が行われるように、敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) SPC は、誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外で渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。

3 受付時間

- (1) SPC は、表 3-1 に示す受付時間において、計量設備において受付管理を行うこと。
- (2) SPC は、表 3-1 に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。
- (3) SPC は、表 3-1 に示す受付時間外であっても、組合が指示する一時的な受付管理については、対応すること。

表 3-1 管理運営対象施設（管理棟を除く）の受付時間

月曜日から金曜日
午前 9 時から午後 4 時まで

土・日及び年末年始（12/31～1/3）は除く。ただし、12/29・30 が土・日の場合は上記の時間で受付ける。なお、提案によっては、受付時間を延長することが出来る場合がある。

第4章 運転管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を遵守し、管理運営対象施設を適切に運転すること。また、管理運営対象施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、運転管理業務を実施すること。

第1節 運転条件

1 処理対象廃棄物

(1) 本施設

本施設については、要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第2節 計画主要項目」を参照のこと。

(2) 既存施設

既存施設については、以下に示す。

既存施設	処理対象廃棄物
リサイクルプラザ	不燃ごみ
	不燃性粗大ごみ
	缶類
	びん類
紙類・布類	
プラスチック圧縮梱包施設	プラスチック製容器包装

※ただし、法令等により搬入基準が変更となり、処理対象廃棄物の項目が細分化又は統合する可能性がある。具体的には、本業務開始時に不燃ごみの中から穴あけ処理がされていないエアゾール缶等が分別され搬入される可能性がある。

2 処理能力

(1) 本施設については、48,720t/年以上の処理を可能とすること。

(2) 既存施設については、それぞれ次に示す。

処理対象廃棄物	処理対象量
不燃ごみ	13,915t/年以上
不燃性粗大ごみ	
缶類	1,265t/年以上
びん類	506 t/年以上
紙類・布類	28t/年以上
プラスチック製容器包装	4,301t/年以上

3 公害防止基準

(1) 本施設については、要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第3節 環境保全に係わる計画主要項目」を参照のこと。

- (2) SPC は、本施設について、公害防止基準を確実に遵守するための運転管理上の運転管理値を設定すること。

4 用役条件

要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第1節 7 立地条件」参照

5 年間運転日数

- (1) 各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。
- (2) 本施設
- 1) 要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第2節 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、1 炉あたり 90 日以上の連続した安定運転が可能とすること。
 - 2) 要求水準書（設計・建設業務編）「第2章 第2節 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、1 炉当たり年間 280 日以上の処理を可能とすること。
- (3) 既存施設
- 1) 第4章第1節 1 に示されたごみに対し、1 系列あたり 90 日以上の計画作業日における安定運転が可能とすること。

6 運転時間

- (1) 本施設は、24 時間/日とする。
- (2) 既存施設は、処理対象物を処理できる時間とする。（組合での実績の運転時間については以下のとおり）ただし、受入については表 3-1 受付時間に準じること。

既存施設		能力（日）	H27 実績
リサイクルプラザ	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	55t/5 時間	20 時間/月
	缶選別施設	5t/5 時間	2 時間/月
	びん選別施設	2t/5 時間	10 分間/月
プラスチック圧縮梱包施設		8.5 t / 5 時間×2 系列	1 系 34 時間/月 2 系 49 時間/月

7 重機類・車両等の仕様

- (1) SPC は、本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。
- (2) SPC は、重機類・車両等の選定にあたっては、可能な限り、環境配慮型を選定すること。

第2節 稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力

SPC は、本事業に係る基本契約に基づく建設工事請負契約を締結する民間事業者（以下「建設事業者」という。）が、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第6節 8 稼働後の長期安定稼働試験」及び「第1章 第6節 9 確認性能試験」に基づき実施する試験に関して、建設事業者と協議の上、必要な協力を行うこと。

第3節 搬入廃棄物の性状分析

SPC は、管理運営対象施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙 1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。

第4節 搬入管理

- (1) SPC は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を案内・指示すること。
- (2) SPC は、管理運営対象施設に搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。
- (3) SPC は、搬入禁止物を発見した場合、組合と協議し対処すること。
- (4) SPC は、直接持ち込みごみの荷下ろし時に適切な指示説明を行うこと。
- (5) SPC は、月 2 回以上プラットホーム内での搬入検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。検査の実施に当たっては、組合の立会について確認すること。また、組合が搬入検査を実施する場合は、協力すること。
- (6) SPC は、管理運営対象施設への委託収集、許可収集の車両による管理運営対象施設外での廃棄物等の飛散を防止するために、必要に応じて適切な指示をすること。

第5節 適正運転

- (1) SPC は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に管理運営対象施設の運転を行うこと。また、自らが行う検査によって、適切な運転であることを確認すること。本業務開始後に法令等により搬入基準が変更となり、処理対象廃棄物の項目が細分化又は統合した場合でも本業務開始時による体制で関係法令、公害防止基準、基本性能等を遵守できる場合は、適切な運転を行い対応すること。ただし、今後不燃ごみの中から穴あけ処理がされていないエアゾール缶等が分別され搬入される可能性があるため、これについては本業務開始時の体制に見込むこと。
- (2) SPC は、公害防止基準値を超過したことが判明した場合、直ちに組合に報告し組合の指示に従うこと。
- (3) SPC は、本施設より発生する主灰・飛灰等が関係法令、公害防止基準、要求水準書（設計・建設業務編）「第 1 章 第 6 節 1 保証事項」、「第 2 章 第 2 節 8 処理生成物基準」等を満たすように適切に運転すること。特に、主灰・飛灰等の処分・資源化業務を組合が行う場合、主灰・飛灰等については、組合が指示する時期に、指示する搬出形態での搬出が可能となるように適切に運転すること。
- (4) 主灰・飛灰等が上記の関係法令、公害防止基準等を満たさない場合、SPC は、当該廃棄物を上記の関係法令、公害防止基準等を満たすよう必要な処置を行うこと。なお、当該費用は SPC の負担とする。
- (5) SPC は、管理運営対象施設より発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類

(本施設からの焼鉄も含む)、小型家電、ペットボトル、プラスチック製容器包装が関係法令、公害防止基準、基本性能等を満たすように適切に運転すること。

- (6) 管理運営対象施設より発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトル、プラスチック製容器包装が上記の関係法令、公害防止基準等を満たさない場合、SPCは、当該廃棄物を上記の関係法令、公害防止基準等を満たすよう必要な処置を行うこと。なお、当該費用はSPCの負担とする。
- (7) ごみ焼却廃熱を有効に利用した発電を積極的に行い、年間（夏季、冬季、春秋）を通じて2炉稼働時の基準ごみにおいても、循環型社会形成推進交付金制度のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに基づくエネルギー回収率17.5%以上を満足するよう運転を行うこと。また、二酸化炭素排出量（エネルギー起源）が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合する所内電力、発電電力、燃料使用により運転を行うこと。
- (8) SPCは、管理運営対象施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化（省エネ）を図ること。

第6節 搬出物の保管及び積み込み

- (1) SPCは、管理運営対象施設より排出される全ての処分物、資源化物が適正処分に支障のないように、適切に保管すること。また、搬出の際の積み込み作業を行うこと。なお、主灰・飛灰等の積み込み作業は、資源化業務の提案の有無に拠らない。
- (2) SPCは、既存施設より排出される可燃残渣・不燃残渣を適切に保管するとともに、運転計画に基づき、搬出の際の積み込み作業及び管理運営対象施設間の運搬を行うこと。

第7節 搬出物の性状分析

- (1) SPCは、管理運営対象施設より排出される主灰・飛灰等、プラスチック製容器包装圧縮梱包品、缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトル、不燃物等の量について計量し管理すること。
- (2) SPCは、管理運営対象施設より排出される主灰・飛灰等、プラスチック製容器包装圧縮梱包品の性状について、定期的に、分析・管理を行うこと。なお、プラスチック製容器包装圧縮梱包品の品質については日本容器包装リサイクル協会の設定する引取り品質ガイドラインに適合していること。

第8節 運転計画の作成

- (1) SPCは、管理運営対象施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) SPCは、年度別の計画処理量に基づく管理運営対象施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 全設備の停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わないこと。

- (4) 定期点検、定期補修等は、1 系列ずつ実施し、施設として常時運転できる状態を確保できるよう努めること。また、電気設備、余熱利用設備などの共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等については、安全な作業が確保できることを前提に、本施設の全炉休止期間の短縮化に努めること。
- (5) SPC は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (6) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、組合の承諾を得た上で、計画を実施すること。
- (7) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画を変更し、組合の承諾を得ること。

第9節 運転管理マニュアルの作成

- (1) SPC は、管理運営対象施設の運転操作に関する操作方法や公害防止基準値を確実に遵守するため、運転管理値に基づいた運用方法を記載した運転管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) SPC は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) SPC は、管理運営対象施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、組合の承諾を得ること。

第10節 運転管理記録の作成

SPC は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。なお、記録内容及び様式については、組合の指示に従うこと。

- ① 運転データ（処理量・搬出量、稼働時間、発電量、排ガス濃度、温度、圧力等）
- ② 用役データ（電気、燃料、薬品、井水等）
- ③ 点検・検査、補修内容等

第5章 物品・用役調達業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を遵守し、管理運営対象施設を適切に運転すること。また、管理運営対象施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、物品・用役調達業務を実施すること。

第1節 物品・用役の調達・管理

- (1) SPC は、経済性を考慮し、管理運営対象施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、組合に提出すること。なお、管理棟で組合が使用する備品・什器・物品については組合が負担する（組合での実績については別添参照のこと）。また、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策に配慮すること。
- (2) SPC は災害発生等のため見学者や運転員等を管理対象施設に一時的に滞在させることを見込み、見学者 100 人と運転員等の 3 日間分の食料品と水を備蓄すること。また、本施設の対応については、7 日間以上の運転を可能とするだけの物品・用役を備蓄しておくこと。
- (3) SPC は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し組合に報告すること。
- (4) SPC は、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

第6章 維持管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、管理運営対象施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、維持管理業務を実施すること。なお、維持管理業務には、土木・建築設備も含め、点検・検査、補修、更新等の計画・実施をすること。また、特に来場者等第三者が立ち入る箇所については、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等に配慮すること。

第1節 点検・検査

1 点検・検査計画の作成（管理運営対象施設）

- (1) SPC は、運転に極力影響を与えず点検および検査を効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。
- (2) SPC は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、全ての点検・検査については、管理運営対象施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

2 点検・検査の実施（管理運営対象施設）

- (1) SPC は、点検・検査計画に基づき、点検・検査を実施すること。
- (2) SPC は、日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。また、異常発生箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時点検を実施すること。
- (3) SPC は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、組合との協議による年数保管すること。
- (4) SPC は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

第2節 補修

1 補修計画の作成（本施設）

SPC が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえ、本施設の基本性能を発揮するために必要となる各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

- (1) SPC は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出し、組合の承諾を得ること。作成にあたっては、施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。
- (2) SPC は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、組合の承諾を得ること。

2 補修の実施（本施設）

- (1) SPC は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) SPC は、補修に際して、補修工事施工計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、組合との協議による年数保管すること。
- (4) SPC が行うべき補修の範囲は「表 6-1 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 6-1 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

3 既存施設の補修の計画と補修の実施

- (1) SPC は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出し、組合の承諾を得ること。補修計画は点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。なお、組合は、SPC が本業務を開始するまでに既存施設（管理棟・リサイクルプラザ）の改修工事（外壁改修・屋上防水改修等）を実施予定であるので、補修計画を作成する際には留意すること。
- (2) SPC は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、点検・検査結果に基づき、既存施設の基本性能を維持するために、「表 6-2 補修の範囲（既存施設）」に示す金額要件から設定する業務分担に従い補修を行うこと。ただし、リサイクルプラザの高速回転式破砕機及びプラスチック圧縮梱包施設の圧縮梱包機・破袋機について SPC が行うべき補修の範囲は「表 6-2 補修の範囲（既存施設）」によらず、「表 6-1 補修の範囲（参考）」のとおりとする。
- (4) SPC は、補修に際して、補修工事施工計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (5) SPC は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、組合との協議による年数保管すること。

表 6-2 補修の範囲（既存施設）

業務分担		金額要件		金額要件の判定
補修の実施	補修に必要な部品・資材の調達	施工費	材工費	
SPC	SPC	各機器（プラント設備、建築設備、配管設備）、各土木建築物、各囲障に対し、1回当たり。ただし、1回の範囲は必要最小限として組合の承諾を得ること。	施工費が50万円未満	部品・資材の調達費及び施工費の合計が50万円未満
	組合		施工費が50万円以上	部品・資材の調達費及び施工費の合計が50万円以上
組合	組合			施工費については、平成27年度までに実績のある補修項目は実績費用を基準（別添参照）とし、実績のない補修項目は、前年度に SPC が提示する施工工数と公共工事設計労務単価（提示時における最新版の中部/三重県を適用）と廃棄物処理施設点検補修工事積算要領（全国都市清掃会議）で示される共通仮設費・現場管理費・一般管理費により算出される判定用費用を基準とする。また、部品・資材の調達費については、前年度に SPC が提示する費用を判定用費用とする。

第3節 精密機能検査

- (1) SPC は、管理運営対象施設について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号）に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) SPC は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、精密機能検査の結果を組合に報告するとともに、精密機能検査の結果踏まえ、管理運営対象施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第4節 機器等の更新

- (1) SPC は、本業務期間内における管理運営対象施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) SPC は、本業務期間中に組合が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、更新計画の対象となる本施設の機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久度・消耗状況により、SPC の費用と責任において、機器の更新を行うこと。また、更新計画の対象となる既存施設の 50 万円未満の機器の更新についても同様とする。

第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施

- (1) SPC は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月改定 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の建設事業者が作成する施設保全計画を踏まえ、組合が管理運営対象施設の長寿命化総合計画を作成するので支援すること。
- (2) SPC は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、組合が長寿命化総合計画を更新する時は支援すること。
- (3) SPC は、作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

第6節 改良保全

- (1) SPC は、管理運営対象施設の改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を組合に提案すること。また、組合が改良保全を計画する場合は、その検討に協力すること。
- (2) 改良保全の実施に関しては、財産処分を含め、組合において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

第7章 環境管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、管理運営対象施設の基本性能（第1章 第2節 6 参照）を十分に発揮し、適切な環境管理業務を行うこと。

第1節 環境保全

1 環境保全基準

- (1) SPC は、公害防止基準、環境保全関係法令、環境影響評価等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) SPC は、本業務に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議し、組合の承諾を得ること。

2 環境保全計画

- (1) SPC は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) SPC は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) SPC は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第2節 作業環境

1 作業環境保全基準

- (1) SPC は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) SPC は、本業務に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) SPC は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、組合と協議し、組合の承諾を得ること。

2 作業環境保全計画

- (1) SPC は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) SPC は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) SPC は、作業環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第8章 処分・資源化業務

SPC、不燃残渣運搬企業、不燃残渣処分企業、灰運搬企業及び灰資源化企業は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、管理運営対象施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、経済性、地域性を配慮し、適切な処分・資源化業務を行うこと。

第1節 処分

1 不燃残渣

- (1) 不燃残渣運搬企業は、管理運営対象施設から生じる処理後の不燃残渣について、関係法令を遵守し全量の適切な運搬を行うこと。
- (2) 不燃残渣処分企業は、管理運営対象施設から排出される不燃残渣について、関係法令を遵守し全量の適切な処分を行うこと。
- (3) 不燃残渣処分企業は、最終処分場の運営に関して、組合が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。

第2節 資源化

1 主灰・飛灰（提案が有る場合）

- (1) 灰運搬企業は、本施設から排出される灰・飛灰等について、関係法令を遵守し全量の適切な資源化施設までの運搬を行うこと。
- (2) 灰資源化企業は、本施設から排出される主灰・飛灰等について、関係法令を遵守し全量の適切なセメント化、焼成化又は溶融スラグ化等を行い有効利用を図ること。
- (3) 灰資源化企業は、資源化不適物が発生した場合は、処理・処分すること。
- (4) 灰資源化企業は、資源化施設の運営に関して、組合が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。
- (5) 灰資源化企業は、点検・補修等による資源化施設の運転停止期間が、本施設の運転管理に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、運転停止を想定して予め、代替の灰資源化体制を組合に報告すること。
- (6) 灰資源化企業は、異常事態等が発生した場合は、適切な処置を施すとともに、組合に速やかに報告すること。

2 資源化物

- (1) SPC は、管理運営対象施設から発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトルについて、全量資源化を行うこと。
- (2) SPC は、資源化先、利用用途、売却益について組合に報告すること。
本業務期間中、資源化物としての価値が認められなくなり、有効利用先の確保が困難な場合、組合に報告しその後の対応について協議すること。

第9章 余熱利用業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、管理運営対象施設の基本性能（第1章第2節 6 参照）を十分に発揮し、適切な余熱利用業務を行うこと。

第1節 売電の事務手続き及び発電条件

- (1) SPC は、売電に関して組合が事務手続を行う場合、支援を行うこと。なお、この場合、売電収益は組合に帰属するが、SPC は売電収入の向上に最大限努めるものとする。
- (2) SPC は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき、組合が再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用するために必要となる手続き・報告の支援を行うこと。また SPC は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するデータを組合との協議による年数保管すること。
- (3) 事業者提案に基づき売電を自ら行う場合、前各号に定めにかかわらず、SPC は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき、自ら再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用するために必要となる手続き・報告を行うとともに、自ら行った手続き・報告について組合に速やかに報告すること。また SPC は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するデータを組合との協議による年数保管すること。この場合、売電収益は、SPC に帰属する。
- (4) SPC は、管理運営対象施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化（省エネ）を図ること。

第10章 情報管理業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

1 運転管理記録報告

- (1) SPC は、運転計画（第4章第8節 参照）に基づき、管理運営対象施設への種別搬入量・搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌等の内容を記載した日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) SPC は、運転管理に関する報告書記載事項に関し、提出頻度に限らず組合へ発生時に随時、情報報告を行うこと。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、組合と協議の上、決定すること。

2 調達結果報告

- (1) SPC は、調達計画（第5章第1節 参照）に基づき実施した調達結果を記載した調達報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、組合と協議の上、決定すること。

3 点検・検査報告

- (1) SPC は、点検・検査計画（第6章第1節 1 参照）に基づき実施した点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書、精密機能検査計画（第6章第3節 参照）に基づき実施した精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、組合と協議の上、決定すること。

4 補修・更新報告

- (1) SPC は、補修計画（第6章第2節 参照）に基づき実施した補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画（第6章第4節 参照）に基づき実施した更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、組合と協議の上、決定すること。

5 環境保全報告

- (1) SPC は、環境保全計画（第7章第1節 2 参照）に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し組合に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、組合と協議の上、決定すること。

6 作業環境保全報告

- (1) SPC は、作業環境保全計画（第 7 章第 2 節 2 参照）に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、組合と協議の上、決定すること。

7 施設情報管理

- (1) SPC は、管理運営対象施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理すること。
- (2) SPC は、補修、機器更新、改良保全等により、管理運営対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、組合の承諾を得ること。
- (3) 管理運営対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上決定すること。
- (4) 1 から 6 までの報告事項の内容について、別途組合が指示する統計データを作成すること。
- (5) 1 から 6 までの報告事項に関するデータを組合との協議による年数保管すること。
- (6) 1 から 6 までの報告事項の内容について、別途組合が予算書・決算書の作成に必要な内容を照会した場合は組合の指示に従い、予算書・決算書作成のためのデータ提供等の支援を行うこと。

8 管理運営対象施設の管理運営の記録に関する報告

- (1) SPC は、管理運営対象施設の管理運営状況に関する情報について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 6 項に基づき、組合が公表できるように、SPC は公表用ホームページを作成するとともに必要な情報を組合に提出すること。
- (2) 提出内容及び頻度については、組合の指示に従うこと。

9 その他管理記録報告

- (1) SPC は、管理運営対象施設の設備により管理記録可能な項目、又は SPC が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) SPC は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種別・引渡方法を含む。）については、組合と別途協議の上、決定すること。
- (4) SPC は、管理記録に関するデータを、組合との協議による年数保管すること。

第11章 啓発業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な啓発業務を行うこと。

第1節 啓発の条件

SPC は、管理運営対象施設の啓発業務の計画・実施にあたり、以下に示す目標が実現されるように計画・実施すること。なお、管理棟においては組合が専用使用するエリア以外は、SPC は啓発業務に利用できることを念頭に計画を作成すること。

- (1) 排出されたごみの処理及び資源化され再利用されるまでの一連の流れ、廃棄物処理における管理運営対象施設の役割が理解されること。
- (2) 環境問題・エネルギー問題に関する情報発信、体験型学習の場の提供、本施設で作られるエネルギーの量・利用状況の提示等により、循環型社会形成推進への意識向上、3R 推進の意識向上が促進されること。

第2節 啓発業務の計画・実施

- (1) SPC は、本業務期間中、毎年度、啓発業務計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 啓発業務計画の作成に際しては、啓発施設の利用・見学時間等を考慮するとともに、啓発管理の条件を踏まえ作成すること。
- (3) 啓発業務計画の作成においては、啓発業務の成果が計れるものとする。
- (4) 毎年度の啓発業務計画の作成においては、前年度の利用状況等を踏まえ、見直すこと。
- (5) SPC は、啓発業務に必要となる調度品（展示用陳列ケース、研修室・会議室等の机や椅子等）を計画・リスト化すること。
- (6) SPC は、毎年度の啓発業務計画に基づき、啓発業務を実施すること。
- (7) SPC は、住民向けに配布する啓発冊子を作成すること。ここには要求水準書（設計・建設業務編）「第3章 第13節 5 (3) ごみの出し方ハンドブック」の作成が含まれるものとする。作成には組合及び構成市町と調整を図ること。なお、電子データを組合に引き渡すこと。
- (8) ごみの出し方ハンドブックの権利関係は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第10節 4 実施設計図書の提出」の扱いに準じる。

第3節 見学者対応

- (1) SPC は、見学者の受付を行うとともに、見学者へ管理運営対象施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明、その他の対応を行うこと。なお、官公庁からの視察者等の対応は、組合も協力するので連絡を密にすること。
- (2) SPC は、見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) SPC は、要求水準書（設計・建設業務編）「第3章 第13節 5 (2)説明用パンフレット」に示す説明用パンフレット（一般用、子供用、外国人用）を配布できるように作成・確保

すること。なお、建設時に作成した説明用パンフレットが残っている場合は、これを利用すること。また、説明用パンフレットの内容については、本業務期間中、必要に応じ更新し、組合の承諾を得るとともに、電子データを組合に引き渡すこと。

- (4) 説明用パンフレットの権利関係は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第10節 4 実施設計図書の提出」の扱いに準じる。

第12章 関連業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第1節 清掃

- (1) SPC は、管理運営対象施設の清掃計画を作成し、組合の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
- (2) SPC は、管理運営対象施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。特に管理棟については別添に示す頻度・仕様以上の内容とすること。
- (3) SPC は、管理運営対象施設の敷地の外周回道路等について、年 2 回以上、側溝等の清掃・維持管理を行い、清潔に保つこと。
- (4) SPC は、管理運営対象施設の害虫獣の駆除計画を作成し、組合の承諾を得ること。駆除計画に基づき害虫獣の発生防止及び駆除を行うこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔で衛生的な環境を維持すること。

第2節 植栽管理

- (1) SPC は、管理運営対象施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) SPC は、植栽管理計画に基づき、管理運営対象施設内の植栽を適切に管理すること。
- (3) SPC は、管理運営対象施設の敷地外の組合指定範囲（植栽管理の範囲図参照）の樹木剪定及び草刈り等を年 3 回以上行い、搬入車両等の通行に支障がないように適切に管理すること。

第3節 防火管理・防災管理

- (1) SPC は、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）等関係法令に基づき、管理運営対象施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した防火・防災管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (3) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、管理運営対象施設の改善を行うこと。
- (4) SPC は、特に、ごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。

第4節 警備・防犯

- (1) SPC は、管理運営対象施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

- (3) SPC は、管理運営対象施設の警備のため定期的な巡回を実施し、特に第三者の安全を確保すること。
- (4) SPC は、組合から貸与される鍵の保持状況等を記録するなど適切に管理すること。

第5節 住民対応

- (1) SPC は、本業務が周辺地域との信頼関係構築に重要であることを認識し常に適切な管理運営を行い、周辺住民の信頼と理解、協力を得るため日常のセルフモニタリングによる臭気・騒音・振動等の状況を確認し適切に対処すること。また、管理運営対象施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合にも、適切に対処すること。
- (2) 組合が開催する地元への説明会等については支援を行うこと。

別紙 1 測定項目及び頻度

項目	測定項目	頻度
ごみ質	単位容積重量、三成分、低位発熱量、元素分析、種類組成	1回/月以上
排ガス	いおう酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	6回/年以上（各炉）
	ダイオキシン類	1回/年以上（各炉）
	排出ガス温度 排出ガス流速 湿り排出ガス量 乾き排出ガス量 二酸化炭素 酸素 一酸化炭素 窒素 空気比 水分量	6回/年以上（各炉）
	水銀	法令による
騒音・振動・悪臭	騒音	1日/年（4ヶ所）以上
	振動	1日/年（4ヶ所）以上
	悪臭(特定悪臭物質、臭気指数)	1日/年（2ヶ所）以上
焼却主灰	熱しゃく減量	1回/月以上（各炉）
	<重金属溶出試験> アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 ひ素又はその化合物 セレン又はその化合物 1,4-ジオキサン	4回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上

項目	測定項目	頻度
飛灰又は飛灰処理物	<重金属溶出試験> アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 ひ素又はその化合物 セレン又はその化合物 1,4-ジオキサン	4回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
放流水の水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数 全窒素 全リン	1回/月以上
	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
作業環境	<本施設> ダイオキシン類	1回/6ヶ月
	<居室> 浮遊粉じん CO CO2 気温 相対湿度 気流 ホルムアルデヒド	1回/2ヶ月